

『家内労働と在宅ワークの戦後日本経済 ——授産内職から在宅就業支援へ』

高野剛*著、ミネルヴァ書房、2018年

吉村臨兵†

本書は、労働省や京阪地方の自治体の行政資料を中心として、一部聞き取り調査をくわえ、戦後から近年に至る家内労働をいくつかの視点から描写したものである。あまり話題にならない事柄どうしを関連づけようとする意欲作であり、大都市の連続する同地方における家内労働について、基本的なデータとおおよその時間的経過が1冊の書籍に盛り込まれていることは、何よりもまず本書の特長といってよい。また、ILOのホームワーク条約のような取り組みも扱われている。したがって、今日的な課題としてたとえば請負契約などによる自営的就業の構造や、利用者像の多様な就労支援サービスの模索といったことに関心のある読者には、ヒントになる叙述が多々あろう。もっとも、「戦後日本経済」という語句から想起されるほどには、一般的な労働市場構造や産業構造への言及はみられない。

本書の各章の目次はつぎのとおりである。

- 序章 内職・家内労働研究の課題と分析視角——在宅ワーク研究の進展のために
- 第1章 高度成長期の内職・家内労働——大阪府を事例として
- 第2章 家内労働法制定をめぐる政策論議——高度成長期の日本を中心に
- 第3章 高度成長期の授産「内職」事業——大阪市を事例として
- 第4章 家内労働に関する地方単独事業——大阪府認定内職あっせん事業を中心に
- 第5章 授産事業の変遷と京都内職友の会——高度成長期の福祉政策を中心に
- 第6章 安定成長期の内職・家内労働とパートタイム労働——女性労働者を中心として
- 第7章 平成不況期の内職・家内労働と在宅ワーク——グローバル化と情報化の下で
- 第8章 家内労働法の問題点と在宅ワーク

各章を概観すると、序章では概念整理を行うとともに、先行研究を3つの分析視角ごとに分類している。とはいえ、それらの分析視角は以降の各章にはほとんど関係しない。つぎに、第1章、第3章、第4章、第5章の各章では、大阪と京都の両府市における家内労働の構造と政策が取り上げら

* 立命館大学経済学部准教授

† 福井県立大学看護福祉学部教授
rimpay@fpu.ac.jp

れる。また、第2章は家内労働法の制定過程をふりかえるものであり、第6章から第8章は近年の在宅ワークの課題について女性の労働市場の構造を強く意識しながら展開している。なお「あとがき」によると、これらは2003年から2011年にかけての著者の既発表の論文によって構成されている。ちなみに本書については、木本喜美子氏によるやや詳細な書評（木本，2019）があり、評者の読後感ともあまり隔たりはない。したがって、この場では、同評において明示的に言及されていないことがらを中心に述べておこう。

1. 構成からみる本書の特徴

本書の構成上の特徴、というか、くせとでもいうべき点を、さきに挙げておきたい。まずその特徴は、目次に端的に現れている。それは、各章の表題に類似の語句が繰り返し用いられ、ほとんどの章について副題がつけられているという点である。一読者の視点からいえば、書名に家内労働と在宅ワークが謳われているので、各章の表題ではそれらの語句を適宜省略するとともに、副題に示されている内容を前面に出したほうが、内容をよりわかりやすく反映できた章も多かったのではないかと感じられる。ところが、そのような整理は行われず、ほとんどの章の表題が「あとがき」（199頁）に列挙された既発表論文の表題を踏襲している。

そのような各章の構成を踏まえて、叙述面で特に気づいた点を2点挙げておこう。第1に、複数章に趣旨の同じ図表がみられる。それは、第6章および第7章にある家内労働者数の推移のグラフであり、対象となる時期に長短の違いがあるのみである。具体的には図6-1と図7-1、図6-2と図7-2、および図6-3と図7-3であるが、これらが書籍化にあたって統合されていれば、より円滑な参照に役立ただろう。第2の点として、章末のまとめで関連する話題へ言及している書きぶりに、ほぼ既発表の論文の末尾の叙述どおりのところがある。たとえば、第4章「4 認定内職あっせん事業の展望」における児童扶養手当法等や地方財政への言及や、第7章「5 在宅ワークの残された課題」における母子家庭の就労自立支援などへの言及は、通常ならば終章に場所を移して述べられるのがふさわしいだろう。書籍内の他の場所で展開されない話題が、このように途中の章で言及されていると、言いつ放しの評論のような印象を生みやすく、惜しいところといえる。

以上のようなことから、書籍化にあたって、著者には複数の論文を編集しようとする意図があまりなかったのではないかと推察される。すなわち、本書はひとまとまりの書籍というよりも、論文集としての特徴を色濃く持っている。既発表論文について「必要な限り加筆・修正を施している」（199頁）と著者はいうが、木本（2019:85頁）で指摘されているとおり終章がないこともあわせて、それらの論文の態様をここまで温存せず、もう少し組み替えてもよかったのではないかというのが、評者の感想である。

2. 本書の注目点

以下では、論文集としての特徴をふまえて、かいつまんで本書の注目点を紹介しておく。

(1) 大阪府における認定内職あっせん事業の紹介

勝手な誘導になるが、読者にはまず第4章を読まれることをお勧めする。大阪府による「認定内

職あっせん事業」が、行政資料と聞き取り調査から端的にまとめられており、わかりやすい構成になっているからである。ちなみに、同章注5(96頁)には、同事業について、複数のあっせん所の所長に聞き取り調査を行ったことが控えめに書かれている。その一方で、本文では、所長か内職者のいずれか不明ながら、調査への協力が得にくかったことも言及されている(83頁)ので、それ自体が事業の性格をかいま見せるものということができ、興味深い。

このように、同章の記述の相当部分がせつかくの調査結果を踏まえたものだとすれば、回答者に関する情報の取り扱いに留意しつつ、調査の方法も含めてもう少し詳しく本文中で触れられた方がよかったのではないか。ちなみに同章で触れられている「内職ワーク研究会(2002)」(82頁)の資料名が注にも参考文献にも見当たらないようで、少し残念である。いずれにせよ、同章のあとで第1、3、5章を読めば、第5章のまとめにある「図5-1 授産内職事業の変遷図」(112頁)の含意も汲みやすくなるはずである。

(2) 労働者性に関する考察

第8章は「在宅ワーカーが労働法の保護を受けられないという問題は、社会政策的課題になりつつある」(161頁)との問題意識に沿って展開されている。このように、自営的就業に対する労働者保護法制をどう構築すべきかという課題は、雇用プラットフォームやフランチャイズといったかたちで近年また一層浮き彫りになっているものだ。そこで同章の「2 労働基準法との関係」では、西陣織の出機労働者に関する京都労働基準局による「1948年判定」が取り上げられている。これは戦後の労働基準行政のスタート時点での現場の判定であり、こうした古典的な情報の再発掘には敬服する。なお、出機とは、工場内で従事する「内機」に対して「織元から生糸や紋紙など原材料の供給を受けて自宅に所有する織機で帯地や着尺を製織し、加工賃を受け取る労働者」(163頁)のことという。

(3) そのほか興味深い点

ほかに、評者が触発された論点としては、第2章における家内労働法と最低賃金法の関係(46-48頁)に関する叙述を興味深く読んだ。たとえば「外圧」は、敗戦国である戦後日本の労働市場を考察するうえで改めて重要な視点であろう。近年の最低賃金水準の国際比較において、直接的な外圧の要素は見出しにくいのが、国際間の構造としては留意に値する。

また、在宅ワークをめぐる詐欺事件が第6章と第8章(たとえば131頁と180頁)で取り上げられているが、これは家内労働をめぐる消費者問題としての側面ともいえる。著者は、たとえば第3章において、家内労働を「労働と福祉の二分法でもって、両者の関係について考察するアプローチが一般的であったが、歴史的にみると両者は密接不可分に混じりあっていた」(78頁)としているが、政策領域としては労働、福祉にくわえて消費者問題も念頭に置かれる必要があることを再認識した。

本書で取り上げられている論点はまだ多岐にわたるが、書評として取り上げるには各々大きな文脈を背景とする。その意味で、本書で提示されているのは数々の論点の糸口である。今後、著者には、それらの論点と、たとえば産業史、社会福祉政策史、あるいは社会・労働運動史とのもう一歩踏み込んだ関連づけを期待したい。

《書評》高野剛『家内労働と在宅ワークの戦後日本経済——授産内職から在宅就業支援へ』（吉村臨兵）

参照文献

木本喜美子（2019）「書評と紹介 高野剛著『家内労働と在宅ワークの戦後日本経済——授産内職から在宅就業支援へ』」『大原社会問題研究所雑誌』731・732 合併号（2019年9・10月号），83-87頁.